

## 三重県開発審査会傍聴要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、三重県開発審査会条例（以下「条例」という。）第7条及び附属機関等の会議の公開に関する指針の規定に基づき、三重県開発審査会が公開で行う会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴人の定員)

**第2条** 傍聴人とは、第3条第二号に定める傍聴券（別記様式）の交付を受けて、会議を傍聴する者をいう。

2 傍聴人の定員は、10人以内とする。ただし、会議室の大きさ等を勘案して、傍聴人の定員を変更することができるものとする。

### (傍聴をする際の手続等)

**第3条** 会議を傍聴する際の手続き等は次のとおりとする。

- 一 傍聴希望者の受付は、会議の開始予定時刻の30分前から先着順で行い、会議の開催時刻又は定員になり次第受付を終了するものとする。
- 二 傍聴希望者は、受付にて、傍聴券及び「傍聴に関する注意事項」を受け取り、係員（条例第6条の規定に基づき審査会の庶務を行う者をいう。以下において同じ。）の指示に従い入場・着席しなければならない。

### (会議の秩序の維持)

**第4条** 会長（会長に事故があるときは、その職務を代行する者。以下において同じ。）及び係員は、会議を公正・円滑に運営し、会場の秩序を維持するために、傍聴人に対し必要な指示等を行うことができるものとする。

- 2 傍聴人は、会議を傍聴するにあたって会長及び係員の指示に従わなければならない。
- 3 傍聴人がこの要領に違反したときは、会長又は係員が注意したにもかかわらず、なおこれに従わないときは、会長は、当該傍聴人に対し退場を命じることができるものとする。

### (傍聴人の退場)

**第5条** 会長が会議を途中から非公開と決定したときは、傍聴人は、非公開の部分の審議の前に速やかに退場しなければならない。

- 2 前条第3項の規定により、会長に退場を命じられた傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

### (傍聴できない者)

**第6条** 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- 一 凶器その他人に危害を加え又は迷惑をおよぼすおそれのある物を所持している者
- 二 酒気を帯びている者
- 三 ビラ・プラカード・旗・のぼりの類を所持している者
- 四 はちまき・腕章・たすき・ゼッケン・ヘルメットの類を着用又は所持している者
- 五 笛・太鼓その他の楽器の類又は拡声器・ラジオその他の音響装置の類を所持している者
- 六 前各号に掲げる者のほか、会長が会議を傍聴させることが不相当と認める者

### (傍聴人の守るべき事項)

**第7条** 傍聴人は静粛を旨とし、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 会議中は、静かに傍聴し、言論に対して批評を加え又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 二 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

- 三 携帯電話の使用をしないこと。
- 四 みだりに席を離れないこと。
- 五 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 六 会場において、会長の許可なく、会議の様態を撮影し又は録音等をしないこと。
- 七 その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

#### (報道関係者の取扱)

第8条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に関わらず、会議を傍聴することができる。

2 第4条、第5条及び第7条の規定は、報道関係者が会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と読み替えるものとする。

#### (その他)

第9条 この要領の定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定めるものとする。

#### (附則)

この要領は、平成26年3月10日から適用する。

(別記様式)

# 傍 聴 券

年 月 日 三重県開発審査会

受付番号

## 傍聴に関する注意事項

### < 傍聴する場合の手続き等 >

- 1 傍聴人の定員は、10名以内とします。  
(会議室の大きさなどにより、変更することがあります。)
- 2 傍聴希望者の受付は、会議の開始予定時刻の30分前から先着順で行い、会議の開催時刻又は定員になり次第受付を終了します。
- 3 傍聴希望者は、受付にて、傍聴券を受け取り、係員の指示に従い入場、着席してください。

### < 会議の秩序の維持 >

- 1 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、会長及び係員の指示に従ってください。
- 2 会長及び係員は、会議を公正・円滑に運営し、会場の秩序を維持するために、傍聴人に対し必要な指示をすることができます。
- 3 傍聴人がこの「傍聴に関する注意事項」に違反したときは、会長又は係員は、これを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくこととなります。

### < 傍聴をすることができない者 >

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができません。

- 1 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑をおよぼすおそれのある物を所持している者
- 2 酒気を帯びている者
- 3 ビラ・プラカード・旗・のぼりの類を所持している者
- 4 はちまき・腕章・たすき・ゼッケン・ヘルメットの類を着用又は所持している者
- 5 笛・太鼓その他の楽器の類又は拡声器・ラジオその他の音響装置の類を所持している者
- 6 前各号に掲げる者のほか、会長が、会議を傍聴させることが不相当と認める者

### < 会議を傍聴する場合に守っていただく事項 >

傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守ってください。

- 1 会議中は、静かに傍聴し、言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 2 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- 3 携帯電話の使用をしないこと。
- 4 みだりに席を離れないこと。
- 5 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 会場において、会長の許可なく、会議の様態を撮影し、録音等をしないこと。
- 7 その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。